

前払金の支払限度額引上げについて

行田市では現在、予定価格500万円以上の建設工事について、請負代金の10分の4以内の額を工事着手時に前払金として支払っています。

今回、建設業者の資金調達の円滑化を図り、市発注工事の適正な履行を確保するため、下記のとおり、前払金の支払限度額の見直しを行います。

(1) 改正概要

現在、1件につき「7,000万円」となっている前払金の支払限度額を、「1億円」に引上げる(10万円未満切捨て)

(2) 対象工事

予定価格500万円以上の建設工事

(3) 適用時期

平成27年12月1日以後に入札公告又は指名通知を行う建設工事

【問合せ】

行田市 総務部契約検査課 契約担当

電話：048-556-1111

(内線213・214)

FAX：048-554-0199